

倒産手続における契約条項の効力

～契約文言どおりの効力が生じるとは限りません～

松永 崇
Takashi Matsunaga

PROFILEはこちら 



1 はじめに

私人間で契約を締結する場合は、契約自由の原則により、契約当事者は自由にその契約内容を決定することができ、一部の例外的な場合(例えば、契約条項が公序良俗(民法90条)に反する場合等)を除き、当該契約に規定されたとおりに契約の効力が生じることになります。

しかし、契約当事者の一方について倒産手続(民事再生手続、会社更生手続、破産手続及び特別清算手続)が開始された場合、倒産手続の趣旨・目的等の観点から、契約条項の効力に影響が生じることがあります。

そこで、以下では、いわゆる倒産解除条項の有効性を中心に、倒産手続における契約条項の効力について解説いたします。

2 倒産解除条項の効力について

会社間で取引契約を締結する場合は、以下のような条項(いわゆる倒産解除条項)を盛り込むことが一般的です。

甲又は乙は、相手方に以下各号に該当する事由が生じた場合、何らの通知又は催告を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

...

(●) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあったとき

契約の相手方当事者について倒産手続開始の申立てがあり、あるいは倒産手続が開始された場合、当該当事者としては、倒産手続開始の申立てがあった相手方当事者の信用状況が悪化していることから、倒産解除条項に基づき、当該取引契約の解除を主張することがあります。

しかし、倒産手続開始の申立てがあった相手方当事者、特に民事再生手続又は会社更生手続といった再建型の倒産手続の申立てを選択した相手方当事者にとっては、倒産手続開始の申立てがあったことを理由に次々と契約が解除されてしまうと、事業の再建を図ることが困難となり、「事業又は経済生活の再生を図る」(民事再生法1条)、「事業の維持更生を図る」(会社更生法1条)等といった倒産法の趣旨・目的に反することになります。

また、倒産手続が開始された場合、相手方当事者(又はその管財人)には、倒産手続開始時に双方の債務の全部又は一部の履行が完了していない双務契約(いわゆる双方未履行双務契約)について、その相手方に対して債務の履行を請求するか(つまり、履行を選択するか)、あるいは解除権の行使によって契約関係を消滅させるか(つまり、解除を選択するか)の選択権が付与されることになります(破産法53条1項、民事再生法49条1項、会社更生法61条1項)。それにもかかわらず、当該当事者に倒産解除条項に基づく解除を認めると、倒産手続が開始された相手方当事者について、双方未履行双務契約の履行を選択するか解除を選択するかを選択権を付与した倒産法の趣旨を損なうことになってしまいます。

そのため、最高裁判例には、契約の当事者が、倒産手続開始の申立てを行った相手方当事者に対し、倒産解除条項に基づき契約を解除した場合に、当該解除を無効と判断したものがありません(会社更生手続の事案について、最判昭和57年3月30日民集36巻3号484頁、民事再生手続の事案では、最判平成20年12月16日民集62巻10号2561頁)。上記の最高裁判例は、いずれも担保の実行手続において、契約の当事者が倒産解除条項に基づき解除しようとしたところ、その解除を無効と判断したものです。取引契約の具体的内容や、契約

の相手方当事者がどの倒産手続を選択したのか等により、上記の最高裁判例とは異なる判断がなされる可能性はありますが、いずれにせよ、契約の相手方当事者について倒産手続開始の申立てがあった場合に、当該相手方当事者との取引契約に関し、倒産解除条項による解除が認められない可能性があることに、注意が必要です。

なお、近時は、取引契約の中には、倒産手続開始の申立てのみならず、私的整理手続(事業再生ADRや、中小企業再生支援協議会の整理手続)開始の申立てがあったことについても、解除事由として規定するものもあります。公開されている裁判例の中には、かかる条項の効力について判断されたものはないようですが、私的整理手続の趣旨等から解除が制限されるおそれもあると考えられますので、同様に注意が必要です。

3 違約金条項の効力について

会社間で取引契約を締結する場合、債務不履行等の一定の事由が発生した場合に、債務者が債権者に金銭(違約金)を支払うことを約束する旨の条項(違約金条項)を設けることがあります。例えば、賃貸借契約において、契約期間中に賃借人が当該賃貸借契約を解約する場合は、賃料数か月分の多額の違約金が発生する旨規定すること等があります。そして、このような違約金条項は、平時は、その金額が不相当に多額である等として公序良俗に反すると判断されるような場合を除き、有効と解されています。

前述のとおり、倒産手続が開始された相手方当事者(又はその管財人)には、双方未履行双務契約について、契約を履行するか解除するかを選択権が付与されるところ、当該相手方当事者(又はその管財人)が倒産法に基づき解除を選択した場合にまで、違約金条項が適用され、当該相手方当事者が違約金支払義務を負うのかどうかという形で、違約金条項の有効性が争われることがあります。

相手方当事者が、双方未履行双務契約について倒産法に基づく解除権を行使した場合にまで、違約金条項が適用さ

れるかどうかという論点について、最高裁で判断された事例はありませんが、下級審では、倒産法に基づく特別の解除権に基づく解除であること等を理由に、違約金条項は適用されないと判断された事例もあれば、反対に、かかる解除の場合も違約金条項が適用されると判断された事例もあり、事案によって様々な判断がなされています。

このように、事案によって判断が異なる可能性はありますが、いずれにせよ、取引契約に違約金条項が規定されていても、倒産手続においては、当該違約金条項が適用されない可能性があることに注意が必要です。

4 まとめ

以上のとおり、倒産手続下でその条項の解釈が争いになることが多い、倒産解除条項及び違約金条項について解説いたしましたが、この2つの条項に限らず、倒産手続においては、倒産法の趣旨・目的等により、契約自由の原則が修正される可能性があります。

このように、契約の相手方当事者について倒産手続開始の申立てがあった場合には、当該契約について、必ずしも契約文言どおりの効力が生じるとは限らないことに留意して、当該相手方当事者との協議を進める必要があります。